

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年4月26日

今治市監査委員 木原盛展  
同 渡部豊

監査対象機関	監査結果報告書の日付
出納室	令和6年3月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 時間外勤務手当について、システムへの勤務時間入力誤りにより、手当の支給額に誤り（過払いと過少払いの両方）があったので、適切に対応するようにされたい。</p> <p>また、他課からの要請を受けて対応した他課の業務に係る時間外勤務手当について、本来は要請した課で予算対応すべきところ、出納室の予算で執行していたので、今後は業務を要請した課の予算で対応するようにされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 令和6年3月分給与にて過払い分を差し引き調整し、過年度の支出科目にて過少払い分を対応した。時間外のシステム入力等については、複数人で確認を行い、入力ミスがないように徹底する。</p> <p>他課からの業務要請により、時間外手当を支出する際は業務を要請した課の予算で対応を行い、適正な予算執行に努める。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
消防本部 総務課	令和6年3月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政財産目的外使用許可手続きにおいて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったため、許可条件に教示文を追加するようにされたい。</li> <li>2 公文書の開示において、非開示の対象とするべきものを開示としているものが見受けられたため、今治市情報公開条例等に基づき適正に事務処理されたい。</li> <li>3 週休日に勤務した場合の振替が取得できていないものが見受けられたため、労務管理を適正に行われたい。</li> <li>4 旅費の概算払および使用料の資金前渡のそれぞれ戻入精算において、精算事務が大幅に遅延しているものが見受けられたため、今治市会計規則に定められた期限を遵守されたい。</li> </ol> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国が推進する消防広域化の手法の一つとして、消防の連携・協力が示されており、県内他地域においても通信指令業務の共同運用が開始予定となっている。本市においても地理的な問題等もあると思われるが、連携・協力についての方向性も含め取り組みを進められたい。</li> <li>2 令和4年度に消防職員によるハラスメント事案が発生し、市民の信頼を大きく失墜するとともに職場環境に大きな混乱を招いた。ハラスメントを防止し、より良い職場づくりのため、職員自ら職場環境の改善を行うとともに、市民からの信頼回復や、より良い環境づくりを目指した組織改革の推進を図られたい。</li> <li>3 消防団管理システムの改修により報酬等が各個人に支給されるようになったが、各消防団が任意に徴収している預り金は残っていると思われるので、通帳と印鑑は準公金と同様にそれぞれ別人が管理することを各消防団に繰り返し指導されたい。</li> </ol>	

(措置の内容)

(指摘)

- 1 許可条件の原本データに教示文を追加し、再発防止を図りました。
- 2 今後は、今治市情報公開条例逐条解説の確認を徹底し、不明な点は、総務調整課法制文書係及び関係各課と入念に協議するよう周知しました。
- 3 週休日の振替届が提出された時点で、出勤簿にゴム印を押すと同時に新たに取得期限も記載し、課内で共有を図り未取得を防止します。また、係内での業務の調整を図り、確実な取得を実施し、適正な労務管理を行います。
- 4 今治市会計規則を再度周知するとともに、担当者以外が研修旅費の概算払いや駐車料金等の資金前渡の状況、精算状況が分かるように共有ファイルを作成しました。

(意見)

- 1 東予地区の通信指令業務の共同運用については、地理的な問題等を考慮し、東予東部、西部地区と地域を分けて、本市では東予西部地区における連携・協力について検討していきます。
- 2 消防職場環境改善検討会を開催し、ハラスメント防止対策の検証やブラッシュアップを図っております。また、消防の組織改編を行い、より柔軟性のある勤務体制にすることで、風通しのよい働きやすい職場環境の実現を推進していきます。
- 3 各分団個々で管理している預かり金がある場合は、印鑑と通帳の管理者を別々にし、毎年報告するよう対策をしております。また、毎月開催される今治市消防団理事会で通帳と印鑑の取り扱いについて繰り返し指導していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
消防本部 予防課	令和6年3月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 平成23年に住宅用火災警報器の設置が義務付けされているが、設置率は約7割にとどまっている。未設置住宅への設置向上と、設置から10年以上経過時の取り換えについて周知に努められたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 住宅用火災警報器の未設置について罰則等の強制力はないため自主的な設置が求められているのが現状です。今後も引き続き各種イベントでブースの出店を行ない住宅用火災警報器の効果、奏功事例、設置及び取り換えについて広報活動を行ないます。また、「火災予防啓発の連携に関する協定」を締結した四国ガス株式会社今治支店と今治市消防本部がタイアップした広告展開を実施し、設置率の更なる向上や維持管理の啓発に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
消防本部 警防課	令和6年3月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 車両の耐用年数は、その年数を超えたことによって直ちに安全性に支障が出るものではない。しかし、消防本部で取り扱う車両は消火活動や救命活動に使用される車両であり、老朽化等が原因で業務に支障が出た場合の影響は甚大である。</p> <p>耐用年数が経過するごとに車両を更新することは困難であるかもしれないが、活動に支障が出ないよう、車両の実情に応じて可能であれば更新することを検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 今後は、可能な限り車両メーカーの推奨する耐用年数に沿うよう、車両の使用年限の見直しを検討する。</p>	